平成２２年（フ）第３７号
宮崎県日南市大字下方2343番地24
債務者　江﨑知奈美
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２２年（フ）第６７号
鹿児島県鹿屋市高須町1024番地、旧住所長崎市東山町11番３号フレグランス205号
債務者　野元　洋子
1　決定年月日時　平成22年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第７５号
鹿児島県志布志市志布志町帖6098番地６
債務者　前田　龍郎
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第９５号
鹿児島県肝属郡東串良町新川西5034番地１
債務者　渡口　浩文
1　決定年月日時　平成22年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第９４号
宮城県白石市寿山10番16号
債務者　佐藤はるみ
1　決定年月日時　平成22年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第１０６号
宮城県白石市寿山10番16号
債務者　佐藤　正亀
1　決定年月日時　平成22年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第３１４号
秋田市新屋比内町７番１号　市営住宅９―101号
債務者　武藤　靖夫
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３３８号
秋田県男鹿市船越字内子１番地529
債務者　畠山三智子
1　決定年月日時　平成22年７月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３０１号
兵庫県宝塚市売布東の町10番６号301、前住所兵庫県宝塚市売布きよしガ丘６番９号
債務者　本橋　得子
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第６９号
佐賀県唐津市山下町1153番地
債務者　金丸　文恵
1　決定年月日時　平成22年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２２年（フ）第１４０号
島根県飯石郡飯南町角井801番地
債務者　内藤　伸二
1　決定年月日時　平成22年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７３号
鹿児島県鹿屋市西原１丁目５―31　コーポレインボー100、住民票上の住所鹿児島県鹿屋市下高隈町4726番地７
債務者　ホンヂ　パットリシア　ムヨット
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第１４２号
福島県いわき市小名浜字渚廻52番地の２
債務者　大越　正行
1　決定年月日時　平成22年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第１５８号
青森県弘前市大字城東５丁目７番地６　メゾンヤスタ12号
債務者　村木美貴子
1　決定年月日時　平成22年７月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第１７０号
青森県八戸市南郷区大字市野沢字新田７番地53
債務者　村田　勝義
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第７８４号
埼玉県上尾市大字平塚2025番地　平塚団地１―101
債務者　山本　勝義
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第７９７号
さいたま市岩槻区大字鹿室714番地　あじさい荘１号室
債務者　高橋　　渉
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第８９９号
さいたま市桜区新開１丁目11番１―102号
債務者　越野　克己
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係